

## 1. 幼保連携型認定こども園の設備・運営基準（国省令）

～現行の保育所の基準との比較～

（凡例 「・」…参酌基準 ◎…従うべき基準）

区分	（国）幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準 （H26.4制定、H27.4施行予定）		現行の保育所に関する基準	
	（本則）	（経過措置）	（市）金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 （H24.12制定、H25.4施行）	（国）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 （H23.10制定、H24.4施行）
総 則 規 定	<ul style="list-style-type: none"> <li>最低基準を超えて設備・運営を向上させなければならない。</li> <li>最低基準を理由とした設備・運営の低下の禁止</li> <li>市長は子ども・子育て審議会の意見を聴いて、幼保連携型認定こども園に最低基準を超えて設備・運営の向上を勧告することができる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>最低基準を超えて設備・運営を向上させなければならない。</li> <li>最低基準を理由とした設備・運営の低下の禁止</li> <li>市長は子ども・子育て審議会の意見を聴いて、児童福祉施設に最低基準を超えて設備・運営の向上を勧告することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最低基準を超えて設備・運営を向上させなければならない。</li> <li>最低基準を理由とした設備・運営の低下の禁止</li> <li>市長は社会福祉審議会の意見を聴いて、児童福祉施設に最低基準を超えて設備・運営の向上を勧告することができる。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権と人格の尊重</li> <li>◎差別的取扱いの禁止</li> <li>◎虐待等の禁止</li> <li>◎懲戒に係る権限の濫用禁止</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>人権と人格の尊重</li> <li>◎差別的取扱いの禁止</li> <li>◎虐待等の禁止</li> <li>◎懲戒に係る権限の濫用禁止</li> <li>人権の擁護、虐待の防止等のための体制の整備、研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権と人格の尊重</li> <li>◎差別的取扱いの禁止</li> <li>◎虐待等の禁止</li> <li>◎懲戒に係る権限の濫用禁止</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域社会との交流・連携</li> <li>保護者や地域社会に対して運営の内容を説明</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域社会との交流・連携</li> <li>保護者や地域社会に対して運営の内容を説明</li> <li>運営の内容を自ら評価して結果を公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域社会との交流・連携</li> <li>保護者や地域社会に対して運営の内容を説明</li> <li>運営の内容を自ら評価して結果を公表</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>採光、換気等、保健衛生への配慮</li> <li>消化用具、非常口等、非常災害に必要な設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>採光、換気等、保健衛生への配慮</li> <li>消化用具、非常口等、非常災害に必要な設備</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>非常災害の種類ごとに安全確保体制、避難方法等を定めた施設防災計画を策定し、職員に周知</li> <li>施設防災計画に基づいた関係機関との連携体制・避難誘導体制の整備</li> <li>施設防災計画に基づいた必要な訓練</li> <li>少なくとも月1回避難・消火の訓練</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常災害に対する具体的な計画を立てる。</li> <li>非常災害に対する不断の注意と訓練</li> <li>少なくとも月1回避難・消火の訓練</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の知識・技能の向上</li> <li>研修の機会の確保</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の知識・技能の向上</li> <li>研修の機会の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の知識・技能の向上</li> <li>研修の機会の確保</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の学校、社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ他の社会福祉施設の設備・職員と兼ねることができる。</li> <li>（例外として兼ねられない設備・職員）</li> <li>◎乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所</li> <li>◎園児の保育に直接従事する職員</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ他の社会福祉施設の設備・職員と兼ねることができる。</li> <li>（例外として兼ねられない設備・職員）</li> <li>◎入所者に特有の居室・設備</li> <li>◎入所者の保護に直接従事する職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ他の社会福祉施設の設備・職員と兼ねることができる。</li> <li>（例外として兼ねられない設備・職員）</li> <li>◎入所者に特有の居室・設備</li> <li>◎入所者の保護に直接従事する職員</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生の管理</li> <li>感染症、食中毒の防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生の管理</li> <li>感染症、食中毒の防止</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>入所者、職員の健康診断</li> <li>給付金として支払を受けた金銭の管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入所者、職員の健康診断</li> <li>給付金として支払を受けた金銭の管理</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉施設の重要事項に関する規定の制定</li> <li>職員、財産、収支、入所者に関する帳簿の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉施設の重要事項に関する規定の制定</li> <li>職員、財産、収支、入所者に関する帳簿の整備</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>秘密の保持</li> <li>苦情を受け付ける窓口の設置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>秘密の保持</li> <li>苦情を受け付ける窓口の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>秘密の保持</li> <li>苦情を受け付ける窓口の設置</li> </ul>	

# 1. 幼保連携型認定こども園の設備・運営基準（国省令）

～現行の保育所の基準との比較～

（凡例 「・」…参酌基準 ◎…従うべき基準）

<p style="text-align: center;"><b>学級の編成</b></p>	<p>◎満三歳以上の園児は、学級を編成し、教育課程に基づく教育を行なう。 ◎1学級35人以下を原則とする。 ◎原則として、学年の初めの日の前日に同じ年齢の園児で編成する。 ◎学級ごとに専任の保育教諭が必要 ◎特別の事情があるときは、専任の副園長又は教諭が兼ねることができる。 ◎学級数の1/3の範囲内で専任の助保育教諭又は講師に代えることができる。</p>			
<p style="text-align: center;"><b>職員の配置</b></p>	<p>◎保育教諭、調理員を配置 ◎調理業務の全部を委託する場合は調理員不要 ◎①副園長又は教頭、②主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭、③事務職員を置くよう務める。 ◎保育教諭等（副園長、教頭、保育教諭、助保育教諭、講師）の数 （◎副園長、教頭も保育教諭と同様に幼稚園免許と保育士の登録が必要） ◎満0歳児…乳児3人につき1人 ◎満1歳児、満2歳児…乳児6人につき1人 ◎満3歳児…幼児20人につき1人 ◎満4歳児以上…幼児30人につき1人 ◎園長が専任でない場合は、さらに1人必要 ◎職員は常時2人以上必要</p>	<p>（◎副園長、教頭は保育教諭と同様に幼稚園免許又は保育士の登録で可 ※施行日から5年間）</p>	<p>◎保育士、嘱託医、調理員を配置 ◎調理業務の全部を委託する場合は調理員不要  ◎保育士の数 ◎満0歳児…乳児3人につき1人 ◎満1歳児…乳児5人につき1人 ◎満2歳児…乳児6人につき1人 ◎満3歳児…幼児15人につき1人 ◎満4歳児…幼児25人につき1人 ◎満5歳児…幼児30人につき1人  ◎職員は常時2人以上必要</p>	<p>◎保育士、嘱託医、調理員を配置 ◎調理業務の全部を委託する場合は調理員不要  ◎保育士の数 ◎満0歳児…乳児3人につき1人 ◎満1歳児、満2歳児…乳児6人につき1人  ◎満3歳児…幼児20人につき1人 ◎満4歳児以上…幼児30人につき1人  ◎職員は常時2人以上必要</p>
<p style="text-align: center;"><b>園舎</b></p>	<p>◎園舎は2階建て以下を原則とする。 ◎特別の事情がある場合は、3階建て以上とすることができる。 ◎乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所は1階に設ける。ただし、園舎が耐火建築物であり、バルコニー、屋外傾斜路などの要件を満たすときは、2階以上に設けることができる。 ◎3階以上の保育室等は、原則として満3未満の園児用とする。 ◎園舎の面積は、次の①、②を合算した面積以上とする。 ①満3歳以上用 1学級の場合…180㎡ 2学級以上の場合…320㎡+100×(学級数-2)㎡ ②満3歳未満用 満0歳児用（乳児室）…1.65㎡×園児数 満1歳児用（ほふく室）…3.3㎡×園児数 満2歳児用（保育室又は遊戯室）…1.98㎡×園児数</p>	<p>◎園舎が耐火構造又は準耐火構造であり、バルコニー、屋外傾斜路などの要件を満たすときは、2階以上に置くことができる。 ◎園舎の面積は、次の①、②を合算した面積以上とする。 ①満3歳以上児用 ・保育室又は遊戯室…1.98㎡×園児数 ②満3歳未満児用 満0歳児用（乳児室）…1.65㎡×園児数 満1歳児用（ほふく室）…3.3㎡×園児数</p>	<p>◎乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所は1階に設ける。ただし、園舎が耐火構造又は準耐火構造であり、バルコニー、屋外傾斜路などの要件を満たすときは、2階以上に置くことができる。</p>	<p>◎乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所は1階に設ける。ただし、ただし、園舎が耐火構造又は準耐火構造であり、バルコニー、屋外傾斜路などの要件を満たすときは、2階以上に置くことができる。</p>

# 1. 幼保連携型認定こども園の設備・運営基準（国省令）

～現行の保育所の基準との比較～

（凡例 「・」…参酌基準 ◎…従うべき基準）

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(運動場) 園庭</p>	<p>◎園舎と同一敷地内又は隣接する位置を原則とする。</p> <p>◎園庭の面積は、次の①、②を合算した面積以上とする。</p> <p>①満3歳以上用 次の(1)、(2)の面積のうち、いずれか大きい面積 (1) 2学級以下…<math>330\text{m}^2 + 30 \times (\text{学級数} - 1)\text{m}^2</math> 3学級以上…<math>400\text{m}^2 + 80 \times (\text{学級数} - 3)\text{m}^2</math> (2) <math>3.3\text{m}^2 \times</math> 満3歳以上の園児数</p> <p>②満2歳用 <math>3.3\text{m}^2 \times</math> 満2歳以上の園児数</p>	<p>◎園舎と同一敷地内又は隣接する位置を原則とする。</p> <p>◎<math>3.3\text{m}^2 \times</math> 満3歳以上の園児数</p> <p>◎原則として園舎と同一敷地内又は隣接する位置に上記の(1)、(2)の面積のうち、いずれか大きい面積の園庭がある場合は、下記のすべてを満たす場所にも園庭を設けることができる。</p> <p>①園児が安全に移動できる。 ②園児が安全に利用できる。 ③園児が日常的に利用できる。 ④教育及び保育の適切な提供ができる。</p>	<p>・保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。</p> <p>◎満2歳以上用…1人当たり<math>3.3\text{m}^2</math></p>	<p>・保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。</p> <p>◎満2歳以上用…1人当たり<math>3.3\text{m}^2</math></p>
	<p>◎職員室 ◎乳児室又はほふく室 (満0歳児、満1歳児を入園させる場合に必要)</p> <p>◎保育室 ◎遊戯室 ◎保健室</p> <p>◎調理室 (園内調理の給食が20人未満で、必要な調理設備がある場合は、調理室が不要)</p> <p>◎便所</p> <p>◎飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備</p>		<p>◎職員室 ◎乳児室又はほふく室</p> <p>◎保育室 ◎遊戯室 ・医務室</p> <p>◎調理室</p> <p>・便所</p>	<p>◎乳児室又はほふく室</p> <p>◎保育室 ◎遊戯室 ・医務室</p> <p>◎調理室</p> <p>・便所</p>
	<p>◎特別の事情があるときは、保育室と遊戯室、職員室と保健室をそれぞれ兼用することができる。</p> <p>◎学級数以上の保育室が必要</p> <p>◎飲料水用設備は、手洗用設備・足洗用設備と別に設ける ・次の施設及び設備を備えるように努める。 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備 図書室、会議室</p>			
<p>◎乳児室…満0歳児の人数<math>\times 1.65\text{m}^2</math></p> <p>◎ほふく室…満1歳児の人数<math>\times 3.3\text{m}^2</math></p> <p>◎保育室又は遊戯室…満2歳児以上の人数<math>\times 1.98</math></p>		<p>◎乳児室…満0歳児の人数<math>\times 5\text{m}^2</math> (※)</p> <p>◎ほふく室…満1歳児の人数<math>\times 5\text{m}^2</math> (※)</p> <p>◎保育室…満2歳児以上の人数<math>\times 2\text{m}^2</math></p> <p>◎遊戯室…満2歳児以上の人数<math>\times 2\text{m}^2</math> (※)</p> <p>(※)市長が特に必要と認めるときは、乳児室・ほふく室<math>3.3\text{m}^2</math>、遊戯室<math>1\text{m}^2</math>とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(1) 高齢者施設等との複合施設であるとき</li> <li>・(2) 近隣の小学校、児童館等と緊密なつながりを持って運営されているとき</li> <li>・(3) 地域住民が主体となって保育所を運営しているとき</li> <li>・(4) その他当該地域と保育所との関わりを考慮して市長が特に必要があると認めるとき</li> </ul> <p>・増築・建替えの時までは省令の基準を適用する。</p>	<p>◎乳児室…満0歳児の人数<math>\times 1.65\text{m}^2</math></p> <p>◎ほふく室…満1歳児の人数<math>\times 3.3\text{m}^2</math></p> <p>◎保育室又は遊戯室…満2歳児以上の人数<math>\times 1.98\text{m}^2</math></p>	

# 1. 幼保連携型認定こども園の設備・運営基準（国省令）

～現行の保育所の基準との比較～

（凡例 「・」…参酌基準 ◎…従うべき基準）

<p style="text-align: center;"><b>食 事</b></p>	<p>◎当該児童福祉施設内の調理室で調理しなければならない。 （他の学校、社会福祉施設と調理室を兼ねることができる。）</p> <p>◎満3歳以上の食事は、当該保育所外で調理し、搬入することができる。 （条件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎衛生面・栄養面に保育園が責任を持てる体制</li> <li>◎栄養士等から献立等に栄養上の指導を受けられる。</li> <li>◎理業務者が適切な給食を提供できる。</li> <li>◎園児の状況に応じた配慮ができる。</li> <li>◎食育に関する計画に基づいた食事を提供できる。</li> </ul>		<p>◎当該児童福祉施設内の調理室で調理しなければならない。 （他の社会福祉施設と調理室を兼ねることができる。）</p>	<p>◎当該児童福祉施設内の調理室で調理しなければならない。 （他の社会福祉施設と調理室を兼ねることができる。）</p> <p>◎満3歳以上の食事は、当該保育所外で調理し、搬入することができる。 （条件）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎衛生面・栄養面に保育園が責任を持てる体制</li> <li>◎栄養士等から献立等に栄養上の指導を受けられる。</li> <li>◎理業務者が適切な給食を提供できる。</li> <li>◎園児の状況に応じた配慮ができる。</li> <li>◎食育に関する計画に基づいた食事を提供できる。</li> </ul>
<p style="text-align: center;"><b>内 教 育 ・ 保 育 の 内 容</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が子育てについての第一義的責任を有する</li> <li>・子育て支援事業のうち、必要と認められるものを行なう。</li> <li>・地域の人材や社会資源の活用を図るよう努める。</li> <li>・保護者と密接な連絡を取り、理解と協力を得るよう努める。</li> <li>・各児童が履修が困難な教科は、児童の心身の状況に適合するように課さなければならない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護及び教育を一体的に行なう。</li> <li>・厚生労働大臣が定める指針に従う。</li> <li>・保護者と密接な連絡を取り、理解と協力を得るよう努める。</li> <li>・自ら業務の質の評価を行ない、改善を図る。</li> <li>・定期的に外部の者の評価を受けて、その結果を公表し、常に改善を図るよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養護及び教育を一体的に行なう。</li> <li>・厚生労働大臣が定める指針に従う。</li> <li>・保護者と密接な連絡を取り、理解と協力を得るよう努める。</li> <li>・自ら業務の質の評価を行ない、改善を図る。</li> <li>・定期的に外部の者の評価を受けて、その結果を公表し、常に改善を図るよう努める。</li> </ul>
	<p>◎教育及び保育を行なう期間…39週以上</p> <p>◎教育の1日当たりの時間…4時間を標準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育を必要とする子どもの教育及び保育の時間…8時間</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育時間…8時間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育時間…8時間</li> </ul>

## 2. 幼保連携型認定こども園の設備・運営基準（国省令）

～現行の幼稚園の基準との比較～

（凡例 「・」…参酌基準 ◎…従うべき基準）

区分	(国)幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準 (H26.4制定、H27.4施行予定)		現行の幼稚園に関する基準
	(本則)	(経過措置)	(国) 幼稚園設置基準 (S31.12制定、S32.2施行) など
総則規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低基準を超えて設備・運営を向上させなければならない。</li> <li>・最低基準を理由とした設備・運営の低下の禁止</li> <li>・市長は子ども・子育て審議会の意見を聴いて、幼保連携型認定こども園に最低基準を超えて設備・運営の向上を勧告することができる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低基準を超えて設備・運営を向上させるよう努めなければならない。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権と人格の尊重</li> <li>◎差別的取扱いの禁止</li> <li>◎虐待等の禁止</li> <li>◎懲戒に係る権限の濫用禁止</li> <li>・地域社会との交流・連携</li> <li>・保護者や地域社会に対して運営の内容を説明</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の知識・技能の向上</li> <li>・研修の機会の確保</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の学校、社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ他の学校、社会福祉施設の設備・職員と兼ねることができる。</li> <li>(例外として兼ねられない設備・職員)</li> <li>・乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所</li> <li>・園児の保育に直接従事する職員</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘密の保持</li> <li>・苦情を受け付ける窓口の設置</li> </ul>		
学級の編成	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎満三歳以上の園児は、学級を編成し、教育課程に基づく教育を行なう。</li> <li>◎1学級35人以下原則とする。</li> <li>◎原則として、学年の初めの日の前日に同じ年齢の園児で編成する。</li> <li>◎学級ごとに専任の保育教諭が必要</li> <li>◎特別の事情があるときは、専任の副園長又は教諭が兼ねることができる。</li> <li>◎学級数の1/3の範囲内で専任の助保育教諭又は講師に代えることができる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・1学級35人以下原則とする。</li> <li>・原則として、学年の初めの日の前日に同じ年齢の園児で編成する。</li> <li>・学級ごとに専任の教諭が必要</li> <li>・特別の事情があるときは、専任の副園長又は教諭が兼ねることができる。</li> <li>・学級数の1/3の範囲内で専任の助教諭又は講師に代えることができる。</li> </ul>

## 2. 幼保連携型認定こども園の設備・運営基準（国省令）

～現行の幼稚園の基準との比較～

（凡例 「・」…参酌基準 ◎…従うべき基準）

<b>職員の配置</b>	◎保育教諭、調理員を配置 ◎調理業務の全部を委託する場合は調理員不要 ◎①副園長又は教頭、②主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭、③事務職員を置くよう務める。		・①主幹養護教諭、用語教諭又は用語助教諭、②事務職員を置くよう務める。
	◎保育教諭等（副園長、教頭、保育教諭、助保育教諭、講師）の数 （◎副園長、教頭も保育教諭と同様に幼稚園免許と保育士の登録が必要） ◎満0歳児…乳児3人につき1人 ◎満1歳児、満2歳児…乳児6人につき1人  ◎満3歳児…幼児20人につき1人 ◎満4歳児以上…幼児30人につき1人 ◎園長が専任でない場合は、さらに1人必要 ◎職員は常時2人以上必要	（◎副園長、教頭は保育教諭と同様に幼稚園免許又は保育士の登録で可 ※施行日から5年間）	・園長が専任でない場合は、さらに1人必要
<b>園舎</b>	◎園舎は2階建て以下を原則とする。 ◎特別の事情がある場合は、3階建て以上とすることができる。 ◎乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所は1階に設ける。ただし、園舎が耐火建築物であり、バルコニー、屋外傾斜路などの要件を満たすときは、2階以上に設けることができる。 ◎3階以上の保育室等は、原則として満3未満の園児用とする。	◎園舎が耐火構造であり、待避上必要な施設を備えるものは、2階以上に置くことができる。	・園舎は、二階建以下を原則とする。  ・保育室、遊戯室、便所は1階に設ける。但し、園舎が耐火建築物で、幼児の待避上必要な施設を備えるものは、これらの施設を2階に置くことができる。
	◎園舎の面積は、次の①、②を合算した面積以上とする。 ①満3歳以上用 1学級の場合…180㎡ 2学級以上の場合…320㎡+100×(学級数-2)㎡ ②満3歳未満用 満0歳児用（乳児室）…1.65㎡×園児数 満1歳児用（ほふく室）…3.3㎡×園児数 満2歳児用（保育室又は遊戯室）…1.98㎡×園児数		・1学級の場合…180㎡ ・2学級以上の場合…320㎡+100×(学級数-2)㎡
<b>(運動場) 園庭</b>	◎園舎と同一敷地内又は隣接する位置を原則とする。	◎園舎と同一敷地内又は隣接する位置を原則とする。	・園舎と同一敷地内又は隣接する位置を原則とする。
	◎園庭の面積は、次の①、②を合算した面積以上とする。 ①満3歳以上用 次の(1)、(2)の面積のうち、いずれか大きい面積 (1) 2学級以下…330㎡+30×(学級数-1)㎡ 3学級以上…400㎡+80×(学級数-3)㎡ (2) 3.3㎡×満3歳以上の園児数 ②満2歳用 3.3㎡×満2歳以上の園児数	◎2学級以下…330㎡+30×(学級数-1)㎡ ◎3学級以上…400㎡+80×(学級数-3)㎡  ◎原則として園舎と同一敷地内又は隣接する位置に上記の面積以上の園庭がある場合は、下記のすべてを満たす場所にも園庭を設けることができる。 ①園児が安全に移動できる。 ②園児が安全に利用できる。 ③園児が日常的に利用できる。 ④教育及び保育の適切な提供ができる。	・2学級以下…330㎡+30×(学級数-1)㎡ ・3学級以上…400㎡+80×(学級数-3)㎡

## 2. 幼保連携型認定こども園の設備・運営基準（国省令）

～現行の幼稚園の基準との比較～

（凡例 「・」…参酌基準 ◎…従うべき基準）

<b>設 備</b>	◎職員室 ◎乳児室又はほふく室 （満0歳児、満1歳児を入園させる場合に必要） ◎保育室 ◎遊戯室 ◎保健室 ◎調理室 （園内調理の給食が20人未満で、必要な調理設備がある場合は、調理室が不要） ◎便所 ◎飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備		・職員室  ・保育室 ・遊戯室 ・保健室  ・便所 ・飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備
	◎特別の事情があるときは、保育室と遊戯室、職員室と保健室をそれぞれ兼用することができる。 ◎学級数以上の保育室が必要 ◎飲料水用設備は、手洗用設備・足洗用設備と別に設ける。 ・次の施設及び設備を備えるように努める。 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備 図書室、会議室		・特別の事情があるときは、保育室と遊戯室、職員室と保健室をそれぞれ兼用することができる。 ・学級数以上の保育室が必要 ・飲料水用設備は、手洗用設備・足洗用設備と別に設ける。 ・次の施設及び設備を備えるように努める。 放送聴取設備、映写設備、水遊び場、園児清浄用設備 図書室、会議室
	◎乳児室…満0歳児の人数×1.65㎡ ◎ほふく室…満1歳児の人数×3.3㎡ ◎保育室又は遊戯室…満2歳児以上の人数×1.98㎡	・乳児室 ……1人当たり1.65㎡ ・ほふく室……1人当たり3.3㎡	
<b>食 事</b>	◎当該児童福祉施設内の調理室で調理しなければならない。 （他の学校、社会福祉施設と調理室を兼ねることができる。） ◎満3歳以上の食事は、当該保育所外で調理し、搬入することができる。 （条件） ◎衛生面・栄養面に保育園が責任を持てる体制 ◎栄養士等から献立等に栄養上の指導を受けられる。 ◎理業務者が適切な給食を提供できる。 ◎園児の状況に応じた配慮ができる。 ◎食育に関する計画に基づいた食事を提供できる。		
	<b>教 育 ・ 保 育 の 内 容</b>	・保護者が子育てについての第一義的責任を有する ・子育て支援事業のうち、必要と認められるものを行なう。 ・地域の人材や社会資源の活用を図るよう努める。 ・保護者と密接な連絡を取り、理解と協力を得るよう努める。 ・各児童が履修が困難な教科は、児童の心身の状況に適合するように課さなければならない。	
◎教育及び保育を行なう期間…39週以上 ◎教育の1日当たりの時間…4時間を標準 ・保育を必要とする子どもの教育及び保育の時間 …8時間			・教育及び保育を行なう期間…39週以上 ・教育の1日当たりの時間…4時間を標準

### 3. 地域型保育事業の設備・運営基準(国省令)

区分		小規模保育事業			事業所内保育事業		家庭的保育事業	居宅訪問型保育事業	保育所の市条例			
		A型(分園型)	B型(中間型)	C型(グループ型)	保育所型	小規模型						
事業の性格	形態	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細やかな保育を実施	保育所分園に近い類型	保育所分園と家庭的保育の中間的な類型	家庭的保育(グループ型小規模保育)に近い類型	企業が主として従業員への仕事と子育てへの両立支援策として実施	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施				
	定員	6～19人まで	6～19人まで	6～10人(※4)	20人以上	19人以下	1～5人	1人	定員20人以上			
	場所	多様なスペース			事業所その他様々なスペース		家庭的保育者の居宅 その他様々なスペース	利用する保護者・子どもの居宅	児童福祉施設			
	根拠法令	児童福祉法、子ども・子育て支援法			児童福祉法、子ども・子育て支援法		児童福祉法、子ども・子育て支援法	児童福祉法、子ども・子育て支援法	児童福祉法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準			
事業主体		市町村、民間事業者等			事業主等		市町村、民間事業者等	市町村、民間事業者等	市町村、法人			
職員配置		位置付け										
事業の性格	保育従事者	従うべき	保育士	保育士1/2以上 (保育士以外には必要な研修を実施)	家庭的保育者 (+家庭的保育補助者)	保育士	保育士1/2以上 (保育士以外には必要な研修を実施)	・家庭的保育者 (+家庭的保育補助者) ※市長が行う研修を終了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者	・必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者	保育士 ※常時2人以上の配置は必要 ※0～2歳児を受け入れる場合の保健師又は看護師の1人に限って保育士とみなす		
		従うべき	保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可		保健師又は看護師を1人に限って保育士としてカウント可							
	職員数	従うべき	0歳児3:1 1・2歳児6:1 3歳 20:1 4歳以上30:1	3:1 (補助者を置く場合、5:2)		0歳児3:1 1・2歳児6:1 3歳 20:1 4歳以上30:1		3:1 (補助者を置く場合、5:2)	1:1	0歳児 3:1 1歳 5:1、2歳 6:1 3歳 15:1、 4歳 25:1、5歳30:1		
		参酌	保育従事する職員を1人追加配置とする		2人を下回ることできない		保育従事する職員を1人追加配置とする					
	参酌	・調理員を配置する。※連携施設等からの搬入を行う場合不要			小規模保育と同様		・調理員を配置する※委託する場合、連携施設等からの搬入を行う場合不要 (保育を行う子どもが3人以下の場合、家庭的補助者で対応可)	調理及び食事の提供は行わないことを基本とする。	調理員 (調理業務を全委託している場合を除く)			
	参酌	・嘱託医※連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも可能			小規模保育と同様		小規模保育と同様	-	嘱託医			
施設及び設備		位置付け										
備えなければならない施設設備と面積	参酌	・乳児室又はほふく室 0・1歳児 1人 3.3㎡		・乳児室又はほふく室 0・1歳児 1人 3.3㎡		・乳児室又はほふく室 0歳児 1人 1.65㎡ 1歳児 1人 3.3㎡		・乳児室又はほふく室 0・1歳児 1人 3.3㎡		保育を行う専用居室 1人 3.3㎡ 部屋自体は9.9㎡必要	・設備・面積基準を設けない	【2歳未満】(※1) 乳児室 1人当たり 5㎡ ほふく室 1人当たり 5㎡ 【2歳以上】(※1) 保育室 2㎡、遊戯室 2㎡
		・保育室又は遊戯室 2歳児以上 1人 1.98㎡		・保育室又は遊戯室 2歳児以上 1人 3.3㎡		・保育室又は遊戯室 2歳児以上 1人 1.98㎡		・保育室又は遊戯室 2歳児以上 1人 1.98㎡				
備えるよう努める施設設備等と面積	参酌	調理設備		調理室		調理設備		調理設備		・設備・面積基準を設けない	調理室	
		・屋外遊戯場(付近の代替地可) ・1人 3.3㎡(2歳児以上)		・屋外遊戯場(付近の代替地可) ・1人 3.3㎡(2歳児以上)		・屋外遊戯場(付近の代替地可) ・1人 3.3㎡(2歳児以上)		・同一敷地内に遊戯等に適当な広さの庭(付近の代替地可) ・1人 3.3㎡(2歳児以上)		・設備・面積基準を設けない	屋外遊戯場(付近にある代替場所含む) 2歳以上の幼児1人当たり3.3㎡	
耐火基準	参酌	便所		医務室		便所		便所			医務室(2歳未満) 便所	
		保育室等を2階に設置する場合 ①保育室等に乳幼児転落事故防止設備 ②耐火建築物又は準耐火建築物 ③2階に以下の区分ごとに1以上設置(2方向避難の確保) 常用・屋内階段 ・屋外階段 避難用・屋内避難階段又は特別避難階段 ・待避上有効なバルコニー ・準耐火構造の屋外傾斜路これに準ずる施設 ・屋外階段 保育室等を3階以上に設置する場合 ・耐火建築物又は準耐火建築物 ・3階に以下の区分ごとに1以上設置(2方向避難の確保) 常用・屋内避難階段又は特別避難階段 ・屋外階段 ※4階以上は屋内避難階段又は特別避難階段 屋外避難階段 避難用・屋内避難階段又は特別避難階段 ・耐火構造の屋外傾斜路これに準ずる施設 ・屋外階段 ※4階以上は屋内避難階段又は特別避難階段(ただし書き有) ・耐火構造の屋外傾斜路 ・屋外避難階段 ・避難路の歩行距離30m以下 ・調理室以外の部分と調理室を防火区分で区画(スプリンクラー、自動消化装置を設けている場合の特例有り) ・壁、天井の仕上げが不燃材料による仕上げ ・保育室等に乳幼児転落事故防止設備 ・非常警報器具・設備、火災通報設備 ・可燃性のカーテン、敷物、建具等の防災処理		小規模保育と同様		小規模保育と同様		火災報知器及び消火器		その事業の特性を踏まえ、規制を設けないことを基本とする。(その場合であっても、実際の訪問に当たっては、相手方の居宅における消火器や避難経路の確認等を求めるよう促すこととする。)	小規模保育と同じ	



### 3. 地域型保育事業の設備・運営基準(国省令)

区分	小規模保育事業			事業所内保育事業		家庭的保育事業	居宅訪問型保育事業	保育所の市条例
	A型(分園型)	B型(中間型)	C型(グループ型)	保育所型	小規模型			
運営上の基準								
開設日数								約300日
保育時間	参酌							同左
保育内容	従うべき							※開所時間は1 1時間原則
食事提供	参酌		・自園調理(※2) ※搬入施設からの搬入可 搬入施設: 連携施設、同一の法人、関連法人が運営する小規模保育事業、 事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等		小規模保育と同様	小規模保育と同様	調理及び食事の提供は行わないことを基本とする。	外部搬入を認めない
その他(一般)	参酌				非常災害に必要な設備の設置、毎月1回以上の訓練(6)			同左
	参酌				職員の一般要件(7)			同左
	参酌				職員の知識及び技能の向上(7の2)			同左
	従うべき				他の社会福祉施設と併設する場合の兼用・兼務(8)			同左
適切な処遇	従うべき				入所者の平等取扱い(9)			同左
					虐待等の禁止(9の2)			同左
					懲戒に係る権限乱用禁止(9の3)			同左
保健	参酌				衛生管理、感染症・食中毒防止、医薬品備付		衛生管理、保育提供職員の清潔の保持及び健康状態	
					入所者(年2回)、職員の健康診断(12) ※学校保健安全法の健康診断に準じて実施			入所者(年2回)、職員の健康診断(12) ※学校保健安全法の健康診断に準じて実施
秘密保持	参酌				内部規定の策定(入所者への援助、施設管理)(13)			同左
	参酌				職員、財産、収支、処遇状況に係る帳簿整理(14)			同左
	従うべき				秘密保持義務(14の2)			同左
	参酌				苦情対応(窓口設置等)(14の3)			同左
その他(事業特有のもの)	参酌		・連携施設の設定が必要(※3) <連携の内容について> ①保育内容の支援 ・給食に関する支援 ・囁託医(健康診断) ・園庭開放 ・合同保育 ・後方支援 ・行事への参加 ②代替保育 ③卒園後の受皿		・①②の連携協力を求めることは要しない。・連携施設の設定が必要  地域枠に関しては卒園後の受け皿に係る連携施設の設定を求める。 また、従業員の子どもについては必ずしも設定を求めない 利用定員      その他の乳児又は幼児の数 1人以上5人以下…1人 6人以上7人以下…2人 8人以上10人以下…3人 11人以上15人以下…4人 16人以上20人以下…5人 21人以上25人以下…6人 26人以上30人以下…7人 31人以上40人以下…10人 41人以上50人以下…12人 51人以上60人以下…15人 61人以上      … 20人	小規模保育と同様	・連携施設の設定は一律には求めない ※障害や疾病のある子どもの個別ケアを行う場合、それに関するバックアップ等の形で必ず設定を求めていく。	
評価等								自己評価(社福法78 I)、第三者評価(社福法78 I) ※ガイドラインにより実施 積極的な情報提供(児福法48条の3)
内部規定	参酌				1. 事業の目的及び運営の方針 2. 提供する保育の内容 3. 職員の職種、員数及び職務の内容 4. 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 5. 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 6. 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 7. 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 8. 緊急時等における対応方法 9. 非常災害対策 10. 虐待の防止のための措置に関する事項 11. その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項			
提供保育	従うべき						①障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児 ②子ども・子育て支援法第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するため ③児童福祉法第24条第6項に規定する措置に対応するため ④母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、必要性が高いと市町村が認める乳幼児 ⑤離島その他の地域	

(※1) 条例の施行の日(平成25年4月1日)にすでに存在する保育所で、条例の基準に達していない保育所については、建替えや増築等を行うまでは、省令の基準を満たせば足りるものとする。  
 ・建替えや増築等を行う際に、現在の所在地で建替えや増築等を行おうとすると本市の基準を満たすことができない保育所で、地域と保育所の関わりを考慮して市長が認める保育所に対しては、「乳児室3.3㎡、ほふく室3.3㎡、遊戯室1㎡」を下限として基準を緩和することができる。

(※2) 現在自園調理を行っていない事業から移行する場合は、第1期の市町村事業計画の終期である平成31年度末までの間に体制を整える前提で、経過措置あり。

(※3) 連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(※4) 施行の日から5年を経過する日までの間、6~15人とする。